三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成22年4月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎 4 階全員協議会室

会議に付した議題

議第 1号 農用地利用集積計画について

議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第 3号 事業計画変更承認申請について

議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第 6号 農地の競売(買受)適格者証明願いについて

議第 7号 農業委員会委員の辞任同意願いについて

議第 8号 三条市担い手育成総合支援協議会委員の推薦について

議第 9号 平成22年度三条市農業委員会事業計画(案)について

報告事項 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について

報第 2号 正副部会長会議の結果報告について

報第 3号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

報第 4号 農地法第18条第6項の通知について

報第 5号 基盤強化法の解約通知について

報第 6号 使用貸借の解約通知について

報第 7号 農地潰廃通報について

報第 8号 作付変更届について

その他

出席委員 34名

2番 小 林 六 一 委員 1番 斉 藤 信 一 委員 3番 村 井 善一郎 委員 4番 大 桃 惣一郎 委員 5番 佐 藤 満委員 6番 金 子 良 助 委員 7番 鶴 巻 純 一 委員 8番 刈 屋 一 夫 委員 10番 坂 井 和 弘 委員 11番藤田吉則委員 12番 大 橋 正 臣 委員 正 委員 13番 山ノ内 15番 金 子 純 一 委員 14番 川 勝 勳 委員

16番 大 竹 一 雄 委員 17番 野 水 敏 秋 委員 18番猪本一俊委員 19番 安 達 宰 委員 20番 佐 藤 佐久一 委員 光 明 委員 2 1 番 西 22番 野 崎 文 夫 委員 23番 大 竹 正 信 委員 25番 五十嵐 俊 雄 委員 2.4番 小 師 勉 委員 26番 鶴 巻 俊 樹 委員 27番 吉田 進一郎 委員 28番 安達 英作 委員 29番 村 山 佐喜雄 委員 30番 佐々木 包 茂 委員 3 1 番 長谷川 清 一 委員 32番 横山 敏 夫 委員 3 3 番 熊 倉 睦 委員 3 4 番 神子島 巖 委員 35番 佐藤裕雄委員

欠席委員 1名

9番 桜 井 伸 一 委員

職務のため出席した事務局職員

 事務局長平岡勝司

 事務局次長石崎亮

 経営基盤係副参事 麦倉政勝

 農地係主任佐藤信幸

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長(大桃会長)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。出席状況を申し上げます。定員35名のところ、出席34名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名させていただきます。 14番、川勝委員、22番、野崎委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上 げます。

議長(大桃会長)

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、6ページにありますように、新規設定は20件、8万7,338.1 2㎡、再設定は8件、4万4,914㎡、所有権移転が2件、1万213㎡でございま す。合計では30件、面積では14万2,465.12㎡であります。

議案中の1番は、代官島の農地2筆、2,062㎡をあっせんによる売買により取得したいというものであります。

- 2番は、下保内の農地10筆、8,151㎡を農地保有合理化事業による買い入れということであります。
- 3番は、柳川新田の農地1筆、1,034㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。
- 4番は、上保内の農地9筆、3,972㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。
- 5 番は、新堀の農地 2 筆、 5 , 1 0 5 ㎡を新規により 3 年間利用権設定するものであります。
- 6番は、南中の農地2筆、2,610㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。
- 7番は、鹿峠の農地1筆、200㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。
- 8番は、牛野尾の農地6筆、1,804㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。
- 9番は、西大崎1丁目の農地1筆、72㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。
- 10番は、大沢の農地6筆、9,994㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。
- 1 1 番は、西潟の農地 1 筆、 2 6 4 m²を新規により 6 年間利用権設定するものであります。
- 12番は、月岡ほかの農地32筆、1万2,564㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。
- 13番は、東鱈田の農地10筆、1万6,028㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。
- 1 4 番は、北潟の農地 5 筆、 2 , 6 1 5 . 2 1 ㎡を新規により 6 年間利用権設定する ものであります。
- 15番は、笹岡の農地2筆、3,330 m を新規により6年間利用権設定するものであります。
- 16番は、北五百川の農地5筆、2,272㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。
- 17番は、棚鱗の農地5筆、8,865㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。
- 18番は、今井ほかの農地2筆、5,641㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

- 19番は、麻布の農地4筆、91.91㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。
- 20番は、柳場新田の農地1筆、621㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。
- 2 1 番は、吉田の農地 3 筆、 5 , 9 8 2 ㎡を新規により 1 0 年間利用権設定するものであります。
- 2 2 番は、荻島の農地 6 筆、 4 , 2 7 3 ㎡を新規により 1 0 年間利用権設定するものであります。

なお、23番から30番までは再設定ということでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果 報告を願います。

第3調査部会長は、西代理の隣に着席願います。

第3調査部会長(6番金子良助委員)

それでは、第3調査部会の調査結果について、報告を申し上げます。

第3調査部会は、4月26日午前9時から厚生福祉会館第1集会室におきまして、部会員と大桃会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時 16分に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定20件、再設定8件、所有権移転2件で、合計件数30件、面積にして14万2,465.12㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(大桃会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といた します。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、9ページに記載してありますように8件の申請で、合計3万6,078㎡となっております。

では、戻りまして、 7ページの 1番から順にご説明を申し上げます。

議案中の1番は、川通東町地内の農地1筆、2,838㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約150万円であります。

2番は、直江町4丁目地内の農地4筆、1,894㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約1,55 0万円であります。

3番は、井栗2丁目地内の農地1筆、158㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、代物弁済により取得するというものであります。

4番は、荒沢の農地1筆、1,133㎡を譲り受け人が売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約25万円であります。

5番と6番は、それぞれ笹岡の農地1筆、1,571㎡と南中の農地2筆、1,76 0㎡の農地を相互に交換したいというものであります。

7番は、栗林地内の農地6筆、4,534㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、 10年間の使用貸借により取得をするというものであります。

8番は、月岡ほか地内の農地54筆、2万2,190㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、20年間の使用貸借により取得するというものであります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長(6番金子良助委員)

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、 交換によるもの2件、使用貸借によるもの2件、その他によるもの1件で、合計件数8 件、面積にして3万6,078㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説 明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積 などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(大桃会長)

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。 事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、10ページに記載してありますように2件、329㎡であります。

議案中の1番は、直江町4丁目地内の土地1筆、164㎡について、売買により取得し、変更目的を住宅敷地拡張に利用したいというものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万500円であります。場所につきましては、国道8号線西側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

2番は、西本成寺地内の土地1筆、165㎡について、売買により取得し、変更目的を住宅敷地拡張に利用したいというものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万1,800円であります。場所につきましては、本成寺中学校の北側団地内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて 満たしております。

以上であります。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長(6番金子良助委員)

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして2件、面積にして329 ㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及 び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(大桃会長)

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といた します。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、11ページに記載してありますように4件の申請で、合計1,502. 41㎡であります。

議案中の1番は、曲渕2丁目地内の農地2筆、675㎡を住宅1棟、2台駐車場ほかに利用したいものであります。場所につきましては、株式会社コロナの東側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

2番は、北入蔵2丁目地内の農地2筆、49.41㎡を既存通路と一体利用し、乗り入れ通路に利用したいというものであります。場所につきましては、三条中央自動車学校の北側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

3番は、上保内地内の農地2筆、386㎡を既存宅地と一体利用し、農家住宅、農舎、車庫各1棟に利用したいというものであります。場所につきましては、上保内の集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

4番は、上保内地内の農地3筆、392㎡を住宅1棟、2台駐車場に利用したいというものであります。場所につきましては、JR保内駅の北側で、農地区分は第3種農地

に該当し、許可条項にも該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて 満たしております。

以上であります。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長(6番金子良助委員)

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして4件、面積にして1,502.41㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準や一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。以上です。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった 後に許可といたします。

議長(大桃会長)

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といた します。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、14ページに記載してありますように11件の申請で、合計3,47 8㎡となっております。

それでは、戻りまして、12ページの1番から順にご説明を申し上げます。

議案中の1番と2番は、先ほどの事業計画変更承認申請後の農地法第5条許可申請でありますので、説明を省略させていただきます。

3番は、三竹3丁目地内の農地1筆、495㎡を売買により取得し、3区画の宅地分譲地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万1,200円であります。場所につきましては、国道289号線北側の藤田金属株式会社三条支店隣地で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

4番は、西本成寺1丁目地内の農地5筆、1,576㎡を売買により取得し、5区画の宅地分譲地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,100円であります。場所につきましては、マルイ本成寺店の南側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

5番は、代官島地内の農地1筆、15㎡を売買により取得し、貸し駐車場拡張敷地に利用したいものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約8,140円であります。場所につきましては、集落内の株式会社隆和堂隣地で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

6番は、直江町1丁目地内の農地2筆、385㎡を売買により取得し、宅地と一体利用し、3区画の宅地分譲地に利用したいものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約7,500円であります。場所につきましては、国道8号線、直江町1丁目交差点の東側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

7番は、福島新田地内の農地1筆、127㎡を売買により取得し、乗り入れ通路に利用したいというものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約3,000円であります。場所につきましては、浦新田の集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

8番は、新保地内の農地1筆、266㎡を売買により取得し、住宅1棟に利用したいというものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万8,600円であります。場所につきましては、県立三条高校の西側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

9番は、東新保地内の農地1筆、72㎡を売買により取得し、既存住宅と一体利用し、 住宅敷地拡張に利用したいというものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約4 万5,400円であります。場所につきましては、JR信越本線東側で、農地区分は第 3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

10番は、笹岡地内の農地1筆、27㎡を贈与により取得し、住宅敷地拡張に利用したいというものであります。場所につきましては、国道289号線の消防下田分署北側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

11番は、南四日町4丁目地内の農地1筆、186㎡を売買により取得し、住宅1棟に利用したいというものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万8,400円であります。場所につきましては、嵐南公民館の南側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長(6番金子良助委員)

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして11件、面積にして3,478㎡で、4番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いいたします。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった 後に許可といたします。

議長(大桃会長)

続きまして、議第6号『農地の競売(買受)適格者証明願いについて』を議題といた します。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

それでは、議第6号『農地の競売(買受)適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。

今月の願い出は、15ページに記載してありますように1件であります。

議案中の1番は、競売となる土地は上保内の農地3筆、300㎡で、農振地域内の農用地区域外農地であります。公売日は平成22年5月7日から14日。売却基準価格は194万円であります。競売参加願い出者は農業の方で、経営規模拡大を図るため願い出されるものであります。場所につきましては集落内で、県道大面保内線の東側農地であります。

なお、書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること。機械、労働力、技

術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件を満たしております。 以上であります。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長(6番金子良助委員)

議第6号『農地の競売(買受)適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに適格者として証明を与えることに ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

第3調査部会長は自席へお戻りください。ありがとうございました。

議長(大桃会長)

続きまして、議第7号『農業委員会委員の辞任同意願いについて』を議題といたします。

なお、20番、佐藤委員、27番、吉田委員は、議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午前10時07分 20番佐藤佐久一委員、27番吉田進一郎委員退席)

議長(大桃会長)

それでは、事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

それでは、議第7号『農業委員会委員の辞任同意願いについて』ご説明申し上げます。 16、17ページをごらんいただきたいと思います。平成22年4月13日付で20 番、佐藤佐久一委員、27番、吉田進一郎委員から、一身上の都合により、三条市農業 委員会委員を辞任したい旨の辞任同意願がなされましたので、農業委員会等に関する法 律第16条の規定に基づき同意を求めるものであります。

なお、議案参考として法律抜粋で第16条を記載してございます。その中で辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い、一般の良識に基づいて判断すべきである。

また、農業委員会の同意議決は、辞任申出者を除く出席委員の過半数の賛成によって行うとあります。

委員が失職する時期は、選挙委員は農業委員会の同意があったとき、選任委員は農業 委員会の同意を得て、選任権者である市長に提出した辞表が受理されたときであります。 以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、ご発言のある方、ご発言をお願いいたします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただい ま説明のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

佐藤委員、吉田委員の着席をお願いします。

(午前10時10分 20番佐藤佐久一委員、27番吉田進一郎委員着席)

議長(大桃会長)

ただいま皆様方から同意をいただいたところでございますが、今までいろいろとご指導をいただきました佐藤委員、吉田委員から、ここで一言ずつごあいさつをお願い申し上げたいと存じます。

20番、佐藤委員さん、お願いいたします。

20番(佐藤佐久一委員)

皆さん、おはようございます。このたび辞任に当たりまして、一言御礼の言葉を述べ させていただきたいと思います。

私、農業委員の皆様方のお仲間にさせていただきまして2年間、その間いろんなことがございました。中間に農業委員の改選がございまして、それからまた農地法の改正、そしてまた政権の交代と。本当に短い間ではございましたけれども、いろんなことがありまして、記憶に残ることと思っております。

この間、皆様方からいろんなご指導をいただきまして、つつがなくこの2年間を終わらせていただくことにつきましては、本当に皆様方に感謝を申し上げておきたいと思います。

とにかく農地法が改正されて、先ほど会長が申し上げられましたように、企業の参入 もあるわけでございます。

また、いろんな許可の面におきましても、それぞれ権限が移譲された中で、皆さんの 大きな力が必要になってくることは当然でございます。

また、農政の改革によりましているんな形で皆様方からご指導いただかなければならない面が多々あろうかと思います。

そんな中で、私も一農業者として、皆様方からいろんなお話をお聞きして、ご指導をお願いしたいと。今後ともよろしくお願いを申し上げます。本当に2年間、皆様方から非常にご指導いただきましたことを感謝を申し上げます。

また、最後になりますけれども、委員各位のご健勝と、そして農業委員会がますます 発展をし、また新しい三条市になるように、皆様方からご努力をいただきたいと、そん なことをお願い申し上げまして、長い間の感謝の言葉といたします。本当にありがとう ございました。(拍手)

議長(大桃会長)

大変ありがとうございました。

続きまして、27番、吉田委員さん、お願いいたします。

27番(吉田進一郎委員)

皆さん、おはようございます。冒頭、会長のあいさつにもありましたけれども、私ごとではございますけれども、今回の三条市議会議員の選挙に当たりまして、おかげをもちまして議席をいただくことができました。この場をおかりしまして感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

議会推薦で2年間、当農業委員会に在籍させていただきましたけれども、佐藤委員の言葉のとおり、大変長い間お世話になりましたけれども、農業問題、農業分野についてはエリート集団の中でいろいろと勉強させていただきました。この間いろいろとご指摘もいただきましたけれども、そういったことを生かしながら、少しでも行政に反映できればという思いは今も変わりはございませんので、今後ともよろしくご指導お願いしたいという思いでいっぱいでございます。2年間、大変ありがとうございました。(拍手)

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、辞任されますお二方につきましては、重ねて今までのご指導に感謝を申し上げさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長(大桃会長)

続きまして、議第8号『三条市担い手育成総合支援協議会委員の推薦について』を議

題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

それでは、議第8号『三条市担い手育成総合支援協議会委員の推薦について』ご説明 いたします。

18ページの議第8号参考資料の依頼文書のとおり、三条市担い手育成総合支援協議会長から、同協議会委員に農業委員会会長1名の推薦依頼がありました。

本協議会の設置目的は、農業経営の経営改善に取り組む担い手の経営改善支援に取り組むとともに、担い手の育成確保に向けた地域団体の取り組みに対する支援を強化し、望ましい農業構造の確立などに資することを目的として、平成18年4月14日に設立されたものでありまして、当協議会の会長は農業委員会会長が充て職になっております。委員任期は、平成22年4月1日から2年間であります。

なお、前回までは三条市農政対策協議会委員と同一人ということで3人を推薦しておりましたけれども、今般は国事業が事業仕分けにより廃止となったため、減員されたというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局説明のとおり、協議会長から農業委員会会長1名の委員推薦依頼が 来ております。任期が平成22年4月1日から2年間の委員推薦依頼であります。

そこで、お諮りをいたしたいと思いますが、委員推薦については会長、大桃惣一郎を 推薦したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

ご異議ございませんので、今後2年間の三条市担い手育成総合支援協議会委員は会長、 大桃惣一郎を委員推薦することに決まりました。

議長(大桃会長)

続きまして、議第9号『平成22年度三条市農業委員会事業計画(案)について』を 議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

それでは、議第9号『平成22年度三条市農業委員会事業計画(案)について』ご説明申し上げます。

本計画案につきましては、先日の平成22年4月20日、正副部会長会議にて了承を いただいているものでございます。朗読をさせていただきます。

基本方針

景気の低迷が続き、デフレの進行が懸念される情勢下において、その影響が地域経済 や雇用問題に深刻な影を落としている。一方、政界においては政権交代が行われ、政策 転換や新たな施策に期待する一方で、政治主導の事業仕分けによる事業廃止、予算縮減 等に困惑も生じている。

農業を取り巻く情勢は、世界的な食料不安が危惧される中、我が国の食料自給率は低率で推移しているとともに、WTO農業交渉もこう着状況が続いている。また、我が国の農地の現状をみると、農業従事者の減少・高齢化等により耕作放棄地が増加していることや、農地の分散錯圃等により集積が容易でないことに加え、転用期待等により農地価格が農業生産による収益に見合う水準を上回る傾向があることなど、制度、実態面において様々な問題点が指摘され、依然として厳しい状況にある。

これらの問題点を解決するため、一昨年、食料供給力の強化、食料自給率の向上を図り、優良農地の確保と利用促進や担い手への面的集積を柱とした「農地改革プラン」の公表を受けて、昨年12月に新たな農地制度がスタートした。

農業委員会系統組織としては、農業者をはじめとして多方面にわたり、新制度の内容を周知するとともに、従前に増した役割、責務を的確に講じていくことが重要になっている。

三条市においては、昨年3月に食育の推進と農業の振興に関する条例を制定し、今後、他産業との連携による農産物の高付加価値化や販路開拓、食育推進などに力を入れ、産業として成り立つ農業の確立を目指すために、早急に取り組まなければならない課題がある。

これら当面する農政課題等に対して、農業委員会系統組織や関係機関と連携を図りながら、具体的な成果の確保に向けた実践活動を着実に推進して行く必要がある。また、 昨年4月から農地転用許可事務などの権限委譲を県から受け、さらに農地法改正により、 農地転用規制見直しなどからも、一層の慎重審査が求められる。

三条市農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に規定する所掌事務を遂行することは勿論のこと、農業者の公的代表機関として、現場重視の建議・提案・要請活動の取組や目に見える活動、実効を確保する活動を強化するとともに、農業生産力の発展及び農業経営の合理化、農業所得の拡大による農業者の地位向上に寄与していくことを基本方針として本年度も活動する。

事業計画

1 会議関係

(1)定例総会 毎月1回開催

(2)臨時総会 必要に応じて開催

(3)調査部会 定例は毎月1回、その他必要に応じて開催

"

(4)正副部会長会議 必要に応じて開催

(5)農政対策部会

(6)特別調査部会

_ 4

- (7)作況調査検討会 1回開催
- (8)和解の仲介委員会 必要に応じて開催
- 2 研修会・講演会の開催
- (1)南蒲原農業委員会協議会と共催で、農政・消費問題等の講演会を開催する。
- (2)定例総会終了後、必要に応じ委員研修会を実施する。
- 3 視察研修関係

農業委員会活動の活性化に資するため、次により視察研修を実施する。

- (1)委員研修(1泊2日) 1回
- (2) 県内1日研修 1回
- (3)正副部会長研修 1回
- 4 的確な農地行政と構造政策の推進

農地転用などの権限委譲や転用規制見直しなどから一層の慎重審査を行う。また、 農業生産条件を整備し、生産性の高い農業経営の実現や農用地を有効利用するため、 適正な農地行政を推進し、農用地の多面的な利活用と併せて優良農地確保を図る活 動等を次のとおり行う。

- (1)調査部会、定例総会における農地の権利移動案件の意見決定に当たっての慎重 審査
- (2) 農地転用案件の意見決定に当たっては、農家及び市勢の発展など総合的判断の うえでの精査(平成21年4月から県知事より権限委譲あり)
- (3)無断転用防止と遊休農地(耕作放棄地)防止・解消に向けた活動
- (4)農地政策見直しに対して、農地制度の根幹の維持を求める活動
- 5 農政対策の推進

農業所得の向上や農家経済の安定のため、系統組織等と連携を取った次の運動を 実施する。

- (1)農業者の立場に立った建議、意見公表、要望活動の実施
- (2)新しい農政改革三対策への適確な対応
- (3)農林関係予算の確保対策
- (4)担い手(法人)確保・育成に向けた取組
- (5)環境にやさしい農業と安全・安心な農業の振興
- (6)地産地消活動及び食農教育の推進
- (7)農産物の付加価値向上に関する取組
- (8)その他必要な取組
- 6 農地銀行活動事業の充実

経営規模拡大を志向する意欲ある農業者のため、農地銀行活動事業をより一層充実する。特に新規の利用権設定のための掘り起こしや相談活動を強化するものとする。

7 啓発活動の充実

農業委員会だより編集強化など啓発活動の充実に努める。

8 農業者年金業務の推進

農業者年金業務を適正かつ円滑に推進するため、加入推進部長を中心として、次の事業を行う。

- (1)新農業者年金制度の普及と定着
- (2)新農業者年金加入者の拡大及び目標(H22~H24、目標18人)の達成
- (3)年金相談活動の充実
- (4)新規受給者を対象とした研修会の開催
- 9 「全国農業新聞」等の普及拡大

系統組織が発行する「全国農業新聞」及び「全国農業図書」の普及拡大に努め、 農業者への的確な情報提供活動を推進する。

- 10 農地等情報管理システムの補正整備
- (1)電算化された農家基本台帳を農地移動等の都度、必要事項を補正し、農地の権利関係を的確に把握するとともに、農地・農家等に関する情報の管理・活用の効率化を図り、事務の迅速化に努める。
- (2)農家基本台帳の効果的な活用により、安定稼動と事務の効率化を図るものとする。
- (3)農地銀行活動事業や現地確認を要する業務等に地図情報システムを利用し、事務の効率化を図るものとする。

以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第9号につきましては、ただいま説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略 をいたします。

議長(大桃会長)

それでは、報第2号から報第8号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局(平岡事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

しばらくしてご発言がないようですので、報告事項を終わります。

なお、視察研修の詳細につきましては、会長と会長代理に一任願いたいので、よろし くお願い申し上げます。

次に、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長(31番長谷川清一委員)

来月は第2調査部会の担当であります。5月25日火曜日、午前9時から厚生福祉会館第2集会室を予定しておりますので、部会員の皆さんのご出席をお願いいたします。 以上です。

議長(大桃会長)

はい、ありがとうございました。

なお、来月の総会は5月31日月曜日9時30分を予定しております。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。 以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時40分 閉会

三条市農業委員会会長	
議事録署名委員(14番)	
議事録署名委員(22番)	

会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。